**平成２９年（フ）第１９号**
北海道苫小牧市矢代町１丁目１番６号　リリーコート110号
債務者　柏　　千穂（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２９年（フ）第２１号**
北海道苫小牧市元中野町３丁目６番34号　コーポウィングＮｏ１　102号
債務者　山下　由紀
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２９年（フ）第１２号**
福井県敦賀市金山78号５番地の９　市野々町１丁目　サンシャインビラⅡ301号
債務者　吉田　俊章（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２９年（フ）第１０号**
長野県下伊那郡大鹿村大字大河原1142番地１
債務者　池上　佳匡
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第１９６８号**
名古屋市中川区富田町大字千音寺字南屋敷2762番地　グラフィージュ403号
債務者　飯田　剛志
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１４３号**
名古屋市港区野跡２丁目２番７号　シティコーポ野跡605号
債務者　牧野内美絵
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３８号**
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ25番22号
債務者　首藤　チヅ
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第４号**
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1545番地43
債務者　東　　秀和
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
津地方裁判所熊野支部

**平成２８年（フ）第６７５号**
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町14番８－310号
債務者　三宅　功治
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第８号**
鳥取県鳥取市大覚寺94番地49、旧住所鳥取県鳥取市宮長70番地２
債務者　霜村　隆行
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１７号**
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目135番地４　グレイス・ベルＤ－102号、旧住所鳥取県鳥取市気高町勝見844番地280　ホワイトハイツ１号
債務者　森山　信幸
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１３号**
広島県世羅郡世羅町大字宇津戸3204番地、住民票上の住所広島県世羅郡世羅町大字宇津戸1017番地
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２９年（フ）第２５号**
宮崎市清武町加納５丁目20番地　ビスタリーステーション106号
債務者　野崎　哲也
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第３４号**
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2555番地２
債務者　清山　美和
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第４１号**
宮崎県児湯郡新富町大字日置787番地22
債務者　髙地　千代
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第４４号**
宮崎市高岡町飯田901番地１　サン・セイバリー204号、前住所宮崎市新別府町前浜1401番地240
債務者　宮田　始香（旧姓仁田脇）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係